**（別紙様式３）**

群馬工業高等専門学校教員職体験実習実施に関する覚書

群馬工業高等専門学校教員職体験実習実施要項（以下「要項」という。）第７条第３項の規定に基づき，群馬工業高等専門学校（以下「甲」という。）と○○大学（以下「乙」という。）は，甲における教員職体験実習（以下「実習」という。）に関し，次のとおり覚書を締結する。

　（目的）

第１条　この実習は，乙の学生を実習生として甲に派遣し，甲の教員職の就業体験を通して，職業意識を醸成するとともに職業選択の範囲を広げ，高等専門学校教員職に対する理解を深めさせることを目的とする。

　（基本的役割）

第２条　甲は，乙の学生を令和○年○月○日から令和○年○月○日までの期間（以下「実習期間」という。），実習生として受け入れ，実習生が行う実習に対して必要な指導及び助言を行う。

２　乙は実習生に対し，本覚書に定める事項を周知するとともに，円滑な実習を進めるために必要な指導等を行う。

　（内容）

第３条　実習生の実習内容は，甲の教員職に関するものとし，詳細は甲乙協議の上，別途定める。

　（実習期間等）

第４条　実習生の受入学科及び実習期間は，別紙のとおりとする。

　（実習時間等）

第５条　実習生の実習時間は，原則として月曜日から金曜日までの８時３０分から１７時００分までとし，服務については，甲の定める規程を準用する。

　（実習に係る費用）

第６条　甲は，実習生に対して，賃金，報酬，手当，居住地から甲までの交通費及び食費その他の費用を支給しない。

　（守秘義務）

第７条　甲，乙及び実習生は，実習期間中において知り得た互いの秘密情報（公開されていないものをいう。）について，実習期間中及び実習期間終了後を問わず，守秘義務を負うものとする。

　（実習の中止）

第８条　甲は，甲の責めに帰すべき事由により，実習を中止しようとするときは，実習を中止しようとする５日前までに，乙に当該実習の中止を申し入れ，乙及び実習生の同意を得るものとする。

２　甲は，研修生が次の各号のいずれかに該当するときは，実習を中止することができる。

一　第５条又は第７条の規定に違反したとき。

二　正当な理由なく，実習に参加しないとき。

３　前項の規定により乙又は実習生に損害が生じても，甲は一切その責めを負わない。

　（実習生の賠償責任）

第９条　乙は，実習生に「学生教育研究災害傷害保険」及び「インターンシップ等賠償責任保険」等の保険に加入させ，実習生が実習中において関係他者等に損害，損傷等を与えた場合は，当該保険により補償する。ただし，問題が発生した場合は，甲乙協議の上，誠意をもって解決にあたる。

２　保険の利用等に関する必要な手続は，乙が行うものとする。

　（実習生の災害補償）

第10条　実習生が実習により被った災害については，実習生の加入する保険によって補償する。ただし，問題が発生した場合は，甲乙協議の上，誠意をもって解決にあたる。

（誓約書の提出）

第11条　実習生は，実習に先立ち，甲に対して誓約書を提出する。

　（個人情報の目的外使用の禁止）

第12条　甲は，実習生の個人情報の管理について万全を期し，実習生の個人情報を本人の同意なく第三者に提供しない。また，甲は，実習生の個人情報を体験実習実施以外の目的には使用しない。

　（協議）

第13条　本覚書に定めがない事項，又は本覚書に疑義が生じた事項については，甲と乙が協議した上で決定するものとする。

　本覚書の締結を証するため，本書２通を作成し，甲乙記名捺印の上，それぞれ１通を保管するものとする。

　　令和　　　年　　月　　日

甲　前橋市鳥羽町５８０番地

群馬工業高等専門学校長　○○○○　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 乙　　○市○町○丁目○番

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　○○大学長　○○○○　　　　　　印

（別紙）

群馬工業高等専門学校教員職体験実習生一覧

○○　大学

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 実習生氏名 | 所属研究科・専攻等 | 実習希望専門分野又は学科 | 実習期間 | 備　　考 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |